

# 公的個人認証サービスの最近の動向

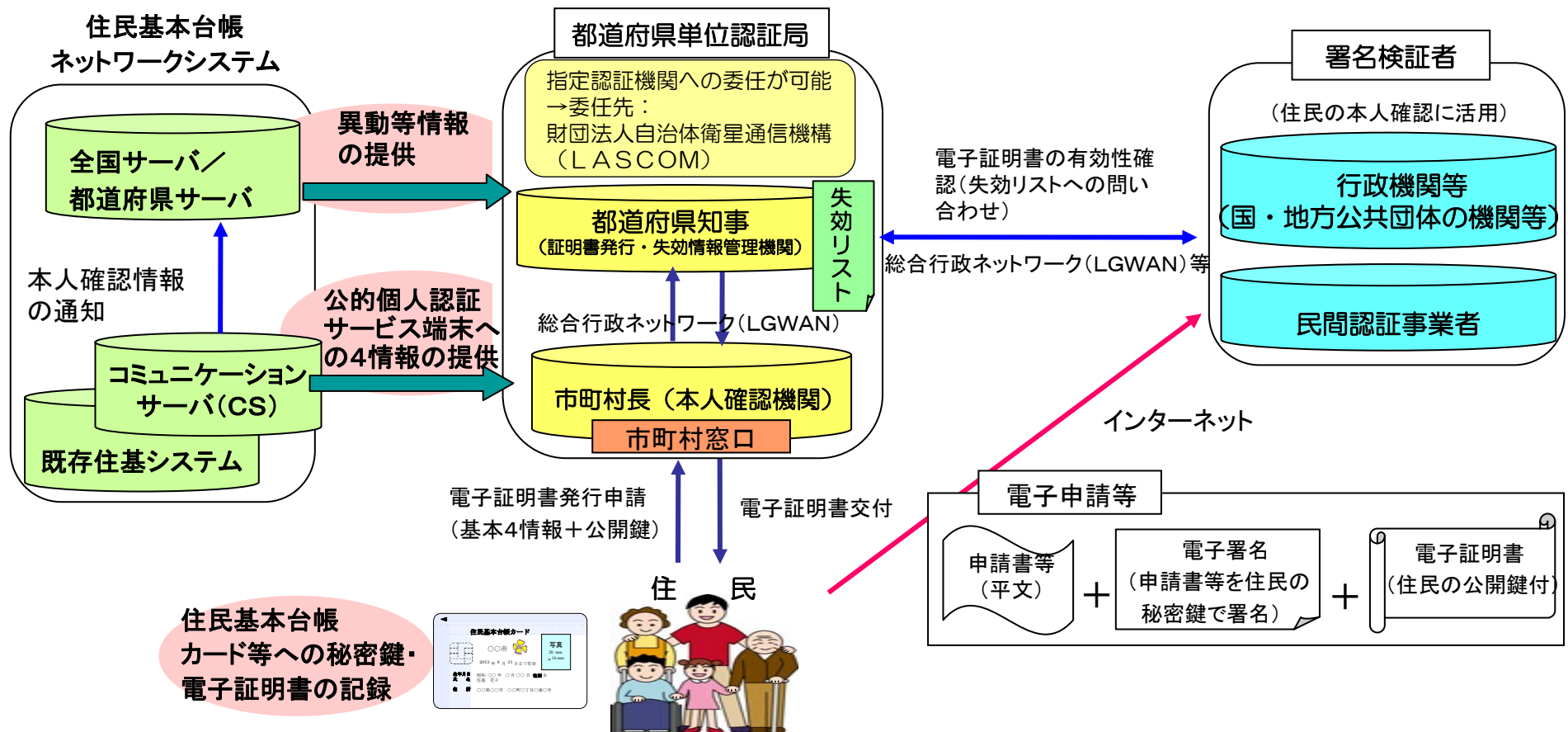
平成19年7月

総務省自治行政局自治政策課

# 公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。  
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



# 公的個人認証サービスの普及に向けた取組

## 1. 電子証明書発行枚数

約26万枚(平成19年6月末現在)

## 2. 普及に向けた取組

### (1) 利用範囲の拡大

ア 公的個人認証サービスに対応した行政手続の増加、利用の促進

- 各府省への働きかけや地方公共団体への支援。

イ 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大

- 行政手続の代理人(司法書士、行政書士等)や添付書類の発行者(公証人)も電子証明書の有効性を確認できるよう、法改正(平成18年11月施行)。

ウ 利用範囲の拡大の検討

- 今後、金融分野等へ利用範囲を拡大することを検討。

- 今後、電子証明書の格納媒体の多様化に向け、運用ルール具体化等。

- 今後、政府全体のIT政策と連携しつつ、新たなサービス・アプリケーションにおける利用を検討。

### (2) 多面的な活用方策の促進

- 電子ロッカーにおける利用等、パソコンからのオンライン手続以外の利用を可能とするためのモデル事業を実施。

- 今年度、引き続きモデル事業を実施。

### (3) 利用者の利便性向上方策等

- ICカードリーダーライタのパソコンへの内蔵化に関する検討会を開催。

- 携帯電話端末からの電子申請を可能とするモデルシステムの開発・実証。

- 今年度、電子証明書の発行時間の短縮化のための職員研修の強化。

- 今年度、府省間や住基カードとの連携による広報の強化。

## ＜公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会＞

公的個人認証サービスの利活用の促進を図るための課題と方策について、主として制度・運用面から、有識者による専門的な検討を実施。

(座長： 大山永昭 東京工業大学教授)

平成18年11月から平成19年3月までの間に計5回の検討会を開催。

## 1. 公的個人認証サービスの利用促進に向けた基本的な考え方

### (1) オンライン手続の利用促進のための取り組みとの連携の必要性

- 公的個人認証サービスはオンライン手続の基盤・ツールであり、普及のためには、オンライン手続自体の利便性・使い勝手が向上し、その利用が進むことが必要
- したがって、政府全体のオンライン手続の利用促進の取り組みとの連携が必要

### (2) 本人確認・認証基盤に関わる政府の戦略の必要性

#### ア 個人認証基盤の定義

- 個人認証基盤には電子署名とオンライン上の認証の2つの意味合いがあることを整理

#### イ 個人認証基盤のあり方と公的個人認証サービスの位置付け

- 政府全体あるいは官民で、十分に議論され、グランドデザインが描かれることが重要

## 2. 公的個人認証サービスの利用促進に向けた具体的な方策

### (1) 利用範囲の拡大等

#### ア 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大

→ 金融など、一定の公益性が認められる分野での利用を中心に、検討を行うことが適当

#### イ 電子証明書の格納媒体の拡張

→ 他媒体（住基カードと同様な技術要件を満たすICカード）に格納する場合の運用ルールを具体化

#### ウ 新たなサービス・アプリケーションの創出

→ 「IT新改革戦略」など政府のIT施策と連携しつつ、新たなサービス・アプリケーションの提供等について検討

### (2) 電子証明書の多面的な活用

#### ア 官民認証サービス間の連携

→ 民間の認証サービスが必要とする利用者の実在性確認のための情報を、公的個人認証サービスが提供することへの期待

#### イ 認証用途の電子証明書の発行

→ 行政が保有する個人情報へのアクセス等への活用を念頭に、公的個人認証サービスが認証用途の電子証明書を発行することについて、中長期的な視点により検討を重ねていくことが必要

### (3) 利用者の利便性向上方策等

#### ア 利用者の利便性向上方策

→ 利用者の負担軽減等を検討

#### イ 広報の充実・強化

→ 府省間や住基カードとの連携による一元的な広報

#### ウ 電子証明書の発行申請窓口の多様化

→ 様々な課題の実現可能性や妥当性を踏まえ、中長期的な課題として慎重に検討

# 重点計画-2007（案）

## 〈公的個人認証サービス関連箇所を抜粋〉

○重点計画-2007（案） 61、62頁

### Ⅲ IT新改革戦略のその他の政策を推進するための施策

#### 1. ITの構造改革力の追求

#### 1. 5 世界一便利で効率的な電子行政

#### （4）公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークの利用・活用の推進

#### （ア）公的個人認証サービスの利便性の向上の検討（総務省及び全府省）

公的個人認証サービスを活用したオンライン行政手続の利便性の向上を図る。また、2007年度において、社会保障、医療などの公的分野や、金融などの一定の公益性が認められる分野への電子証明書の利用範囲の拡大、及び電子証明書の格納媒体の多様化など、利便性の向上に関する具体策の検討を行い、その方向性についてとりまとめを行う。

さらに、2007年度においても、電子ロッカーにおける利用等の電子申請・届出以外の多面的な活用方法の普及を図る。また、地方公共団体の職員への公的個人認証サービスの周知徹底・研修の強化や、各種広報媒体を活用したより積極的な公的個人認証サービスの普及の促進を図る。

# 平成19年度における公的個人認証サービスの利用促進に関する取組(素案)

## 1. 総務省が中心になって行う取組

- 「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」を継続開催
  - ・取組の状況報告、有効性検証等
  - ・制度改正について、政府全体のIT政策の動向も踏まえつつ検討し、必要があれば来年度を目途に措置
  
- 広報の充実・強化
  - ・府省間や住基カードとの連携による一元的な広報
  
- 利用者の利便性の向上
  - ・発行時間の短縮等のための市町村の職員研修の強化
  - ・電子申請システムの運用の改善に向けた働きかけ
  
- 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大の検討
  - ・金融分野(例:銀行、証券、クレジット)等への拡大に関する調査研究、専門家による研究グループの開催
  
- 格納媒体の多様化の検討
  - ・他媒体(住基カードと同様な技術要件を満たすICカード)に格納する場合の運用ルール具体化

# 平成19年度における公的個人認証サービスの利用促進に関する取組(素案)

## 2. 政府、他府省、他部局の取組に総務省(公的個人認証サービス)が参加するもの

- 電子証明書の有効性を確認できる者の範囲の拡大
  - ・医療  
内閣官房、厚生労働省中心の検討体制に参加
  - ・新たなサービス・アプリケーションの発掘  
IT政策パッケージ中の「電子私書箱」構想に関して、内閣官房が主催する検討体制に参加
  - ・その他電子署名(PKI)全体の利用促進、民間認証事業者との連携等  
関係府省、民間団体等における検討への参加・協力
  
- 格納媒体の多様化
  - ・社会保険ICカード  
内閣官房、厚生労働省中心の検討体制に参加
  - ・携帯電話  
IT政策パッケージ中の「次世代モバイル生活基盤」に関して、内閣官房が主催する検討体制に参加



# 平成19年度 調査検討事業公募について

## 公的個人認証サービスの民間分野における利活用に関する調査検討事業

### 公募の目的

公的個人認証サービスの一層の普及促進が課題となっている状況を踏まえ、公的個人認証サービスの民間分野における利活用を図るための課題と方策について、専門的な検討を行うことを目的とする。

## 公的個人認証サービスを活用した電子申請利用促進のための広報啓発手法に関する調査検討事業

### 公募の目的

公的個人認証サービスの利用者である住民において、公的個人認証サービスの認知度及び、オンライン申請活用の理解度は低いと考えられる。このような状況認識のもと、公的個人認証サービスの普及及びオンライン利用促進に向けて、住民への有効な周知広報、啓発手法の検討を行い、実際の広報啓発を実施する。

※なお、広報啓発に当たっては、住民基本台帳カードの広報や、電子申請（例：e-taxシステムによる確定申告）の広報とも協力しながら実施するものとする。

# 平成19年度与党税制改正大綱（抜粋）

## 第二 平成19年度税制改正の具体的内容

### 八 その他の政策税制

#### （国 税）

#### 1 電子政府推進税制の創設

##### （1）電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設

###### （再掲）

電子証明書を取得した個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税の納税申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して各年の翌年3月15日までに電子情報処理組織を使用して行う場合には、一定の要件の下、その者のその年分の所得税の額から5,000円（その年分の所得税の額を限度とする。）を控除する。なお、平成19年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においてはその適用を受けることはできないこととする。

（注）上記の改正は、平成20年1月4日以後に、平成19年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。なお、出国のため、同日前に平成19年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の額の還付を受けることができることとする。

##### （2）オンライン登記申請に係る登記免許税の税額控除の創設

次の登記を受けようとする者が、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその100分の10に相当する額（5,000円を限度とする。）を控除する。

- ① 不動産登記のうち、所有権の保存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記
- ② 株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記